解散公告

当社は、平成二十五年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月十五日

愛媛県伊予郡松前町大字中川原九八〇番地

三友ハウス工業株式会社

代表清算人　首藤　彰士

解散公告

当社は、平成二十五年九月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月十五日

高知県宿毛市中央五丁目六番七号

株式会社はんこ王国

代表清算人　中野　彰子

解散公告

当社は、平成二十五年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月十五日

福岡県田川市大字弓削田一六一六番地一

有限会社九愛苑

清算人　稲﨑　保廣

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月十五日

福岡市博多区博多駅南一丁目三番一一号

ティーウェイジャパン株式会社

代表清算人　板倉　秀典

解散公告

当社は、平成二十五年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月十五日

佐賀県鹿島市大字納富分二二九二番地

山口酒造有限会社

清算人　山口　春子

解散公告

当社は、平成二十五年九月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月十五日

長崎県佐世保市小佐々町楠泊一八二二番地

二七　有限会社山口自動車サービス

清算人　山口　正男

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月十五日

熊本県熊本市東区戸島七丁目二四番一〇号

有限会社ビーピープランニング

清算人　吉本　静司

解散公告

当社は、平成二十五年九月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月十五日

宮崎県延岡市北町一丁目二番地一七

有限会社堂園地建

清算人　堂園　長史

解散公告（第一回）

当会は、平成二十五年九月一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当会に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月十五日

兵庫県明石市明石公園一番二七号

社団法人兵庫県高等学校教育振興会

代表清算人　山本　一誠

代表清算人　三輪　一朝

代表清算人　藤尾　孝

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十月十日開催の社員総会の決議により平成二十五年十月十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月十五日

愛媛県新居浜市菊本町一丁目六番一八号

社団法人自彊舎記念会

代表清算人　猪瀬　和男

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十五年八月十九日開催の総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月十五日

長崎県佐世保市潜木町九三〇番地

潜木生産森林組合

清算人　井元　保雅

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年九月五日北海道知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月十五日

北海道旭川市永山二条一八丁目二番二八号

医療法人社団大崎小児科医院

清算人　大崎　敬子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年九月四日北海道知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月十五日

北海道北見市留辺蘂町旭一区一七六番地二

医療法人一樹会

清算人　小助川美菜子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月十五日

奈良県吉野郡野迫川村大字北股八四番地

財団法人野迫川村観光開発公社

清算人　中谷　収

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年九月十二日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月十五日

和歌山県紀の川市貴志川町神戸五五七番地

財団法人那婦連奨学会

代表清算人　吉田　征道

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年九月二十一日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月十五日

島根県松江市東津田町一一三番地一三

社団法人松江市東津田共栄会

代表清算人　蔭山　徳行

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年八月二十六日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月十五日

山口県下関市豊北町大字田耕二六二七番地の三

杣地生産森林組合

清算人　北田　弘志